

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷四十二第

行發日一月六年二和昭

論叢

マルクスの農業經濟觀 教授 法學博士 河田 嗣郎
 所得申告遺漏の補完方法 教授 法學博士 神戶 正雄
 國家と社會 助教授 法學士 作田 莊一

說苑

ブルゲン氏の諸社會主義評論 教授 法學博士 田島 錦治
 産業としての林業の特性 教授 林學士 平田 憲夫
 琉球の癡藩置縣 教授 法學博士 山本美越乃

雜錄

津輕藩の武士歸農策 教授 經濟學士 黒正 巖
 統計に於ける二重計算 彦根高等商業學校 教授 經濟學士 岡崎 文規
 銀行法と普通銀行の資本金 助教授 法學士 沙見 三郎

法令

支拂猶豫ノ件・日本銀行特別融通及損失補償法・臺灣ノ金融機關ニ對スル資金融通ニ關スル法律・特別融通審査會規則・商工會議所法・計理士法・保稅倉庫法中改正・保稅工場法

附錄

本誌第二十四卷總目錄

銀行法と普通銀行の資本金

沙見三郎

本年の銀行局年報によると、我國の銀行は次の如くに分類せられてゐる。

第一表 我國の銀行の内訳表

銀行の種類	大正十三年末	大正十四年末
日本銀行	—	—
特 横濱正金銀行	—	—
殊 日本勸業銀行	—	—
農工銀行	—	—
北海道拓殖銀行	—	—
臺灣銀行	—	—
日本興業銀行	—	—
計	—	—

普通銀行	一、五七五	一、五七五
貯蓄銀行	一、五七五	一、五七五
合 計	一、五七五	一、五七五

更に日本銀行の大正十五年六月末現在の調査は、特殊銀行三四、普通銀行一、四八〇、貯蓄銀行一三〇、合計一、六四四の數字を示してゐる。

大藏省と日本銀行とは多少算定の結果を異にしてゐるが、我國の銀行数が大體千六百を超えてゐる事及びその大部分を占めてゐるのが普通銀行である事に就ては可しの數字も一致する

第二十四卷 一〇八四 第六號 一四二

この三種の銀行の中で、百三十餘の貯蓄銀行は大正十年の貯蓄銀行法により已に改正せられ、三十餘の特殊銀行に就ては問題が將來に残されてゐる。而して、現實の問題となつてゐるは千四百餘の普通銀行であつて、第五十二議會を通過したる銀行法（昭和二年三月二十九日法律第二十一號）によつて現に改革せられつゝあるのである。

銀行法は普通銀行を對象としたる規定であるが、銀行の定義、他業兼營、營業形態、銀行役員、兼務制限、法定準備金の最低率引上等あらゆる方面に觸れてゐる。私の茲に論ぜんとするのは、銀行法の規定の中で最も重要なもの一つ即ち普通銀行の營業形態の問題である。

二

普通銀行の營業形態なるものは、質的に見て營業組織の問題となり、更に量的に見て資本金の問題となる。銀行法は、前者に就ては株式會社と然らざるものとを分ち、後者に就ては株式會

の營業組織と資本金とを表示すれば、第二表を得る事が出来る。

第二表 普通銀行の營業形態分類表

行 數	株式會社				合名會社		合資會社		個人		計
	大正十三年末	大正十四年末	大正十五年六月末	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓		
資本金	二,四四三,五九九	二,三五三,九九〇	二,三六九,七四四	六,一〇〇	五,八七〇	五,四四二	一,七四〇	二,七〇七,六六四	二,七〇七,六六四	千圓	
一行當り	一,五六一	一,四四八	一,三九七	六,一〇〇	五,八七〇	五,四四二	一,七四〇	二,七〇七,六六四	二,七〇七,六六四	千圓	
平均資本金	一,五六一	一,四四八	一,三九七	六,一〇〇	五,八七〇	五,四四二	一,七四〇	二,七〇七,六六四	二,七〇七,六六四	千圓	
	一,五六一	一,四四八	一,三九七	六,一〇〇	五,八七〇	五,四四二	一,七四〇	二,七〇七,六六四	二,七〇七,六六四	千圓	

第二表の示す如く、我國の普通銀行の大多數は株式會社組織を採用してゐるが、合名會社、合資會社、個人の營業組織も存在してゐるのである。而して一行當り平均資本金を見るに、全體としては百六拾萬圓臺であるが、株式會社以外のものは何れも少額にして個人の如き僅かに五萬圓内外である。大正十三年末、大正十四年

末、大正十五年六月末の三期を比較するに、行數に於ては何れの組織の普通銀行も減少し、資本金も亦同一の方向を辿つてゐる、然し行數減少割合に比し資本金減少の程度小なるが故に、結局一行當り資本金なるものは何れの組織に於ても増加し全體として百五拾萬圓臺より百六拾萬圓臺に上つてゐる。普通銀行の營業形態

4) 第五十次銀行局年報 261頁 但し大正十五年六月末の數字のみは日本銀行の調査にかゝる。

が現状の如き際に、銀行法が新たに制定せられたのである。

貯蓄銀行法は、貯蓄銀行の營業形態について、株式會社たる事と資本金五拾萬圓以上たる事との二つの制限を設けてゐる。銀行法の規定はこれと少しく異つてゐる。

銀行法が普通銀行の株式會社たるべき事を規定してゐる點は貯蓄銀行の場合と全く同様である。従つて前掲普通銀行の中で株式會社以外の八十餘の合名會社組織、合資會社組織及び個人組織の銀行は、何等かの形式により整理せらるべき運命にある。

之に反し資本金の點に於ては、銀行法は貯蓄銀行法と異り各種の場合を設け、それら最低資本金を規定してゐる。即ち普通銀行は次の如き資本金を必要とするのである。

第一、原則として百萬圓以上の資本金

第二、例外として

(イ)勅令を以て指定する地域(當分は東京市及び大阪市)に本店又は支店を有する銀

行は貳百萬圓以上の資本金

(ロ)人口壹萬未滿の地に本法施行の際に本店を有する銀行は五拾萬圓以上の資本金

勿論從來に於ても大藏省の内規として「原則として資本金五拾萬圓以上の銀行にあらざれば營業許可を與へず、特に人口拾萬以上の都會に於ては資本金貳百萬圓以上たる事を要す」との方針をとつてゐたのであるが、この内規の精神は銀行法によつて一層明確にせられたのである。銀行法が普通銀行の最低資本金に關し規定する所は、將來我國の普通銀行の發達の上に如何なる影響を及ぼすであらうか。此問題を解決するに際しては先づ我國の普通銀行の資本金の現状を明かにする必要がある。

三

大正十五年六月末には普通銀行の一行當り平均資本金は百六拾萬圓の數字を示してゐるが、決して凡ての銀行が百六拾萬圓内外の資本を擁してゐる譯ではない、現に株式會社銀行は平均數より大なる百七拾萬圓と云ふ資本金を有し、

5) 青木學士：銀行法論

合名會社銀行、合資會社銀行及び個人銀行に至
 つては貳拾萬圓、拾五萬圓及び五萬圓と何れも
 平均數より小なる資本金を示してゐる。同様の
 事實は普通銀行の一行當り平均資本金を各地方
 別に觀察する事によつても之を窺ふ事が出來
 る。試みに大正十四年末に於ける銀行數、資本
 金及び一行當り平均資本金を各地方につき算定
 して第三表を得たのである。

第三表 普通銀行の行數及び資本金の地方別表

地方別	行數	資本金	一行當り 平均資本金	地方別	行數	資本金	一行當り 平均資本金
北海道	10	1,120,000	112,000	富山	10	7,100,000	710,000
青森	2	3,125,000	1,562,500	石川	10	9,900,000	990,000
岩手	2	1,950,000	975,000	福井	6	3,550,000	591,666
宮城	2	3,000,000	1,500,000	山梨	7	3,600,000	514,285
秋田	1	1,500,000	1,500,000	長野	3	7,750,000	2,583,333
山形	3	3,375,000	1,125,000	岐阜	3	7,750,000	2,583,333
福島	4	3,875,000	968,750	静岡	1	9,100,000	9,100,000
茨城	3	3,375,000	1,125,000	愛知	3	6,300,000	2,100,000
栃木	3	4,500,000	1,500,000	三重	1	9,100,000	9,100,000
群馬	3	3,375,000	1,125,000	滋賀	1	9,100,000	9,100,000
埼玉	3	3,375,000	1,125,000	京都	3	3,100,000	1,033,333
千葉	3	3,375,000	1,125,000	大阪	1	9,100,000	9,100,000
東京	1	6,900,000	6,900,000	兵庫	1	9,100,000	9,100,000
神奈川	1	3,300,000	3,300,000	奈良	1	7,000,000	7,000,000
新潟	1	3,100,000	3,100,000	和歌山	1	7,500,000	7,500,000

雜錄 銀行法と普通銀行の資本金

第二十四卷 一〇八七

第六號 一四五

地方別	行數	資本金	一行當り 平均資本金	地方別	行數	資本金	一行當り 平均資本金
島根	二行	一八、九五 <small>千円</small>	一、七六 <small>千円</small>	佐賀	三行	三、七〇 <small>千円</small>	一、二三 <small>千円</small>
岡山	一〇	一五、〇〇 <small>千円</small>	一、五〇 <small>千円</small>	熊本	二行	七、六〇 <small>千円</small>	五、九〇 <small>千円</small>
廣島	二元	六、八〇 <small>千円</small>	一、七〇 <small>千円</small>	大分	五	三、二〇 <small>千円</small>	八、五〇 <small>千円</small>
山口	一元	六、二五 <small>千円</small>	六、二五 <small>千円</small>	鹿島	一〇	一〇、〇〇 <small>千円</small>	一、〇〇 <small>千円</small>
徳島	一元	一五、八〇 <small>千円</small>	一、五八 <small>千円</small>	沖繩	三	二五、七〇 <small>千円</small>	二、四六 <small>千円</small>
香川	一元	七、一〇 <small>千円</small>	七、一〇 <small>千円</small>	臺灣	二	一九、八〇 <small>千円</small>	九、九〇 <small>千円</small>
愛媛	一元	一八、〇〇 <small>千円</small>	一、八〇 <small>千円</small>	合	一、七七 <small>行</small>	二、四〇、五〇 <small>千円</small>	一、三五 <small>千円</small>
高知	三元	四、〇〇 <small>千円</small>	一、三三 <small>千円</small>	計	一、七七 <small>行</small>	二、四〇、五〇 <small>千円</small>	一、三五 <small>千円</small>
福岡	五	一三、〇〇 <small>千円</small>	二、六〇 <small>千円</small>				

一行當り平均資本金に於て全國合計數字を凌駕してゐるのは大阪府の六百八拾萬圓を始めとして合計十五地方、全國合計數字以下のものは三十四地方にして最も小なるは沖繩縣の貳拾五萬圓である。各地方の平均數字にして己に貳拾五萬圓より六百八拾萬圓に及んでゐる。普通銀行の資本金なるものに可なりの擴がりのあるはこれを以て察するに足りるのである。

四

第三表は地方別平均資本金を示してゐるが、全國の銀行を一括して資本金の大小の順序に配列する事により真相を更に明確に知る事が出来るのである。次の表は其目的で作製せられたるものである。原材料には往々誤謬の數字が含まれてゐたが、本表作製に際し出來得る限り訂正を加へた。

資本金 (圓)	當銀行該數	銀行累計	資本金 (圓)	當銀行該數	銀行累計	資本金 (圓)	當銀行該數	銀行累計
150,000,000	1	1	3,050,000	1	12	303,750	1	905
100,000,000	2	3	3,000,000	34	115	300,000	86	991
70,000,000	1	4	2,900,000	1	156	280,000	1	992
50,000,000	4	8	2,720,000	1	157	275,000	1	993
30,200,000	1	9	2,635,000	1	158	270,000	1	994
25,000,000	1	10	2,640,000	1	159	260,000	32	1,026
21,000,000	1	11	2,500,000	13	172	250,000	1	1,027
20,000,000	2	13	2,141,000	1	173	225,000	2	1,029
17,500,000	1	14	2,100,000	1	174	220,000	1	1,030
17,000,000	1	15	2,080,000	1	175	210,000	2	1,032
16,000,000	1	16	2,020,000	1	176	200,800	1	1,033
15,000,000	5	21	2,000,000	53	219	200,000	88	1,121
14,050,000	1	22	1,900,000	1	230	175,000	2	1,123
13,900,000	1	23	1,800,000	1	231	170,000	1	1,124
13,620,000	1	24	1,761,900	1	232	160,000	6	1,130
12,095,700	1	25	1,710,000	1	233	150,000	58	1,133
12,000,000	1	26	1,640,000	1	234	140,000	3	1,191
11,360,000	1	27	1,600,000	3	237	133,500	1	1,192
11,200,000	1	28	1,500,000	33	270	12,000	1	1,193
10,800,000	1	29	1,300,000	3	273	120,000	2	1,195
10,300,000	1	30	1,282,200	1	274	125,000	8	1,203
10,250,000	2	32	1,250,000	1	275	120,000	10	1,213
10,200,000	1	33	1,200,000	10	285	104,000	1	1,214
10,100,000	1	34	1,195,000	1	286	100,000	133	1,347
10,020,000	1	35	1,150,000	1	287	99,000	1	1,348
10,000,000	16	51	1,100,000	6	293	95,000	1	1,349
9,280,000	1	52	1,075,000	1	294	90,000	1	1,350
8,520,000	1	53	1,000,000	196	490	80,000	8	1,358
7,898,000	1	54	960,000	1	491	75,000	8	1,366
7,750,000	1	55	900,000	1	492	70,000	13	1,379
7,500,000	2	57	850,000	2	494	64,000	1	1,380
7,425,000	1	58	822,700	1	495	62,700	1	1,381
7,320,000	1	59	820,000	1	496	60,800	1	1,382
7,125,000	1	60	800,000	3	499	60,000	18	1,400
7,000,000	5	65	760,000	1	500	57,200	1	1,401
6,500,000	1	66	770,000	10	510	55,000	1	1,402
6,300,000	1	67	720,000	1	511	50,000	56	1,458
6,000,000	2	69	700,000	14	525	48,000	1	1,459
5,900,000	1	70	690,000	1	526	45,000	1	1,460
5,800,000	1	71	670,000	4	530	40,750	1	1,461
5,565,000	1	72	670,000	1	531	40,000	5	1,466
5,500,000	2	74	625,000	1	532	37,500	1	1,467
5,320,000	1	75	600,000	27	559	28,000	1	1,468
5,080,000	1	76	550,000	5	564	25,000	1	1,469
5,000,000	26	102	540,000	2	566	30,000	29	1,497
4,800,000	2	104	530,000	2	568	25,000	5	1,502
4,600,000	1	105	507,700	1	569	21,000	1	1,503
4,500,000	1	106	506,000	1	570	20,000	16	1,519
4,370,000	1	107	504,000	1	571	18,000	1	1,510
4,100,000	1	108	700,000	311	882	15,000	3	1,523
4,000,000	5	113	480,000	2	884	12,900	1	1,524
3,980,000	1	114	462,700	1	885	12,500	1	1,525
3,800,000	1	115	450,000	1	886	12,000	1	1,526
3,550,000	1	116	420,000	1	887	10,000	8	1,534
3,500,000	2	118	400,000	4	891	3,750	1	1,535
3,370,000	1	119	370,000	10	901	3,000	1	1,536
3,200,000	1	120	330,000	3	904		1	
						合計	1,536	

この表を見ると地方別平均資本金の場合よりも尙一層大小の資本金の間に開きのあるのが明らかとなるのである。大は資本金壹億五千萬圓より小は資本金參千圓の間に、千五百の普通銀行が分配せられてゐる譯である。

五

前掲の大正十四年末の統計に従へば、もし銀行資本金の最低限を五拾萬圓に引き上げれば普通銀行數は千五百三十七より八百八十二に減少し、百萬圓に引上ぐれば四百九十に、貳百萬圓ならば二百二十九に減少する譯である。勿論これは増資合同の如き事なしと假定しての議論である。然し何れにしても最低資本金の制限は我國銀行界の將來に大變化を齎すに違ひない。銀行法は最低資本金の點に於て政府原案とは異つたものとなつてゐる。原案によれば銀行法實施後に於て増資を要する銀行數は千六十九行なりしものが、修正案可決の爲め八百九行に減少したのである。其内譯は次の如くである。

(一)二百萬圓に増資すべき銀行(東京市及び大阪市に

第二十四卷 一〇九〇 第六號 一四八

本店又は支店を有するもの)

(イ)東京市及び大阪市に本店を有するもの 八〇

(ロ)東京市及び大阪市に支店を有するもの 六六

(二)百萬圓に増資すべき銀行(人口一萬以上の地に本店を有するもの) 一四

(三)五十萬圓に増資すべき銀行(人口一萬以下の地に本店を有するもの) 二四九

四八〇

此等の數字は何時の現在なりや明かでないが、大勢を傳へる目的からせば差支へないのである。勿論増資には五年間の猶豫期間が附せられて居り又銀行合同の勢が一層促進せられる事となるであらうから、實際問題としては此等の諸點をも考慮に入れる必要がある。

以上、銀行法に關連して普通銀行の營業形態特に資本金の問題を中心として我國の現狀を研究したのである。勿論銀行法の内容たる、普通銀行の營業形態以外に幾多の事項に及んでゐるのである。然し議會で問題となつたのは銀行の營業形態特に最低資本金の制限の點なる事を思へば、銀行法に於て普通銀行の資本金の問題が如何に重要なるかが明かであらう。